

法第36条 工事完了届出書類一覧表

袖ヶ浦市開発指導準備室(R5.6.15)

- ◎届出書は正本(原本:証明書等の有効期限は交付日から3カ月)1部、副本(正本のコピー)2部の計3部を開発指導準備室に提出してください。
- ◎図面は、申請区域を赤枠で表示し、図面名称の明示とこれを作成した者が記名押印又は署名してください。
- ◎届出にあたっては、この表を正本の一枚目に添付(事前に申請者がチェック)し、書類及び図面等を、表の項目順に綴ってください。

届出書類・図面等		必須	☑	備 考
届出書	工事完了届出書〔省令様式第四〕	○		・宛名は"君津土木事務所長" ・許可を受けた者が届出者
添付書類	委任状〔任意書式(県参考様式1)〕 <small>(手続きを第三者に委任する場合)</small>			委任者及び担当者の氏名、押印、電話番号等を記入(委任者でない者が申請手続き(訂正・受領を含む)をする場合は、別途委任状が必要)
	完了検査 状況チェックシート 〔任意様式〕	○		
添付図面 設計図	開発区域区域図(1/2,500)	○		
	開発区域確定測量図	○		
	現況図(1/2,500以上)	○		}
	土地利用計画図(1/1,000以上)	○		
	造成計画平面図(1/1,000以上)	○		
	造成計画断面図(1/1,000以上)	○		
	排水施設設計画平面図(1/500以上)	○		← 工事の完成図
	排水施設設計画縦断面図(1/500以上) <small>(宅地分譲開発の場合)</small>			
	給水施設設計画平面図(1/500以上)	○		
	がけの断面図・平面図(1/50以上) <small>(該当がある場合)</small>			
	擁壁断面図(1/50以上) <small>(該当がある場合)</small>			
	施工写真(杭写真も)	○		}

【完了届の提出及び完了検査について】

- ◎当初(又は変更)許可の内容と土地利用計画や給排水計画(柵の設置数や位置を含む)等が異なる場合は、必ず市に事前協議願います。
- ◎完了届出書には、「完了検査 状況チェックシート」を作成し添付願います。
- ◎届出書提出後、県の検査官による現場検査(擁壁や地下埋設物等がある場合は、工事写真の提出を求める場合があります。)を行います。
- ◎検査結果が許可内容に適合していると認められた場合、県が検査済証〔省令様式第6〕の交付、工事完了公告(告示)を行います。
- ◎検査済証の受領時に、開発登録簿の備え付け用として土地利用計画図(完成ベース)を一部、県に提出願います。

【市に帰属する公共公益施設(道路、下水道等)がある場合】

- ◎中間検査を必要とする施設については、事前に各担当課と調整の上、検査を受けておくこと。
- ◎該当する施設毎に完了届出書を一部追加作成し、開発指導準備室に提出願います。
- ◎届出書受領後、開発指導準備室が各担当課と調整した上で、現場検査を行います。
- ◎完了公告後の帰属手続きについては「袖ヶ浦市開発事業指導要綱」に基づき行います。